

# 職員の給与等に関する報告（意見）

令和2年11月

埼玉県人事委員会



## 令和2年 職員の給与等に関する報告（意見）に当たって（談話）

令和2年11月12日  
埼玉県人事委員会  
委員長 武笠正男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与及び人事管理に関する報告を行いました。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であって、職員の皆様が県民の安心・安全の確保のため、日々全力で職務を遂行されていることにつきまして、改めて心からの敬意を表します。

本委員会では、本年の人事委員会勧告について、例年実施している民間給与に関する調査の実施時期が新型コロナウイルス感染拡大の影響により遅れたことや、人事院が特別給について先行して勧告したこと等を踏まえ、職員の特別給について、先行して10月22日に報告及び勧告をいたしました。本日の報告と合わせて、例年の基本的な事項に係る報告及び勧告となります。

月例給等の調査対象となった民間事業所の格別の御理解と御協力を得て、民間給与の月例給等に関する調査を、特別給調査後の8月17日から9月30日まで実施しました。

そして、本委員会では、職員及び県内の民間企業の従業員の4月の月例給の実態を精緻に調査し、検討を行いました。その結果、おおむね民間と均衡していることから、月例給の改定を行わないことといたしました。

人事管理に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大が、職員の働き方をはじめ業務の遂行方法全般にこれまでにない大きな影響を与えている状況等を踏まえ、「新しい生活様式」に応じた多様な働き方のほか、総実勤務時間の縮減やハラスメント防止、人材の確保、育成及び活用や女性の活躍しやすい環境づくり等について、課題や取組の報告を行いました。

職員の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策業務等に全力で遂行されている中ではありますが、引き続き高い倫理観と使命感を持って、県民の期待と負託に応えていただくよう希望いたします。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本報告に述べた内容について、適切に対応くださるようお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、職員の適切な給与や勤務条件を確保するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

## 令和2年 職員の給与等に関する報告（意見）の概要

令和2年11月12日  
埼玉県人事委員会

### 【本年の給与報告のポイント】

◎月例給を改定しない（民間給与と職員給与がおおむね均衡）

※特別給：令和2年10月22日に報告及び勧告（年間4.50月分→4.45月分）

## 1 職員給与と民間給与との比較及び改定

### ◎月例給

- 県内の470民間事業所を対象に調査（職種別民間給与実態調査）
  - ・ 調査期間：8月17日～9月30日（完了率79.3%）
- 本年4月分の職員給与と民間給与について、役職・学歴・年齢を同じくする者同士を比較（ラスパイレス方式）

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	(A - B) / B × 100
384,718円	384,805円	△87円	△0.02%

※民間、職員ともに、本年度の新規学卒採用者は含まれていない

- 公民給与の較差が小さいことから、給料表等の改定なし

※参考：職員の期末手当等に関する報告及び勧告（令和2年10月22日）

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの年間支給割合と職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を比較
- 民間の年間支給割合に見合うよう職員の年間支給月数を引下げ（年間4.50月 → 4.45月、引下げ分は期末手当に反映）

## 2 人事管理に関する報告（意見）

### （1）人材の確保

- 複雑化する県民ニーズに対応するため、様々な背景を持つ多様な人材をあらゆる方法で確保することが重要。
- 社会全体として就職氷河期世代の支援に取り組むという国の方針を受け、本県でも同世代を対象とした職員採用選考を実施。今年度の採用選考方法等を検証し今後にかかしていく。

## **(2) 人材の育成**

- 共生社会づくりを進め、県民本位の県政を実現していくために、多様な人材がその能力と個性を十分に発揮して成果を生み出せるよう、任命権者は計画的な人材育成と適切な支援を行うことが必要。
- 障害者を対象とした職員採用選考について門戸を拡大したが、任命権者は、採用した職員が持てる能力を十分に発揮し活躍するためにサポート体制等の整備を推進していくことが必要。

## **(3) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり**

- 全ての女性職員が自身の抱える事情にかかわらず、キャリアアップに希望を持ち、仕事と家庭の両立を図りながら管理職を目指すことができる環境づくりが重要。

## **(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用**

- 若手職員の能力の開発・強化及び知識や技術の継承のため、高齢層職員が長年培った能力及び経験の活用が有効。適切な職の設置とともに、給与等の処遇の在り方についても検討していくことが必要。

## **(5) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方**

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本県では時差通勤やテレワークを推進。各職場では、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避など感染リスクを考慮し事業の選択や業務執行方法を見直した。
- こうした取組を多様な働き方の推進や時間外勤務の縮減に向けた業務効率化などの契機と捉え、今後に向けて積極的に生かしていくことが重要。

## **(6) 総実勤務時間の縮減**

- ICTの活用、ペーパーレス化、電子申請などデジタル技術の活用は、県民サービスの向上とともに事務事業の更なる効率化に資することから推進していくことが必要。
- 学校の管理職は、勤務管理システムを活用して教員の在校等時間及び職員の勤務時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが必要。

## **(7) ハラスメントの防止**

- 職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が必要。
- L G B T Qなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じないように、職員に対し正しい理解を促進していくことが必要。





人委第482号

令和2年11月12日

埼玉県議会議長 田村琢実様

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県人事委員会

委員長 武笠正男

職員の給与等に関する報告（意見）について

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告します。

また、同法第8条の規定に基づき、人事管理について別紙第2のとおり報告します。

# 目 次

## 別紙第1 職員の給与に関する報告（意見）

給与勧告の基本的な考え方 .....	1
<b>I 公民給与較差に基づく給与改定</b>	
1 職員の給与の状況 .....	2
(1) 職員の構成	
(2) 平均給与月額	
2 民間給与等の調査 .....	2
(1) 最近の経済情勢等	
ア 民間賃金の動向	
イ 物価及び生計費	
ウ 雇用情勢	
(2) 職種別民間給与実態調査の結果	
ア 調査の方法及び内容	
イ 職種別給与	
ウ 初任給の改定状況	
エ 給与改定の状況	
3 本年の月例給に関する職員給与と民間給与との比較 .....	5
4 人事院の報告における国の改定状況 .....	6
5 本年の月例給の改定方針 .....	6
<b>II 給与勧告制度への適切な対応</b> .....	6



別紙第2 人事管理に関する報告（意見）

I	はじめに .....	7
II	主な課題と具体的方向	
1	人材の確保、育成及び活用 .....	8
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
	(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底	
	(4) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり	
	(5) 高齢層職員の能力及び経験の活用	
2	「新しい生活様式」に応じた多様な働き方.....	13
	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方	
	(2) 仕事と生活の両立支援の推進	
3	働き方改革と勤務環境の整備等.....	15
	(1) 総実勤務時間の縮減	
	ア 時間外勤務の縮減	
	イ 休暇の取得促進	
	ウ 教職員の働き方改革	
	(2) 心身の健康管理	
	(3) ハラスメントの防止	
	(4) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底	

## 職員の給与に関する報告（意見）

### 給与勧告の基本的な考え方

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、その給与は、生計費、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与の確保が必要である中で、公務においては市場原理に基づく給与の決定は困難であるため、労使交渉等によってその時々々の経済、雇用情勢等を反映して決定される民間企業の従業員の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるからである。また、民間準拠を基本として公務員給与を決定することは、広く納税者である県民の理解と職員の納得を得られるものであると考える。

本委員会においても、こうした基本的な考え方の下、本年10月22日、職員の特別給の支給月数を引き下げる勧告を行うとともに、月例給に関しては民間事業所の調査結果を踏まえ、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、職員及び県内民間事業所の従業員の給与等の実態を精緻に調査した上で、国や他の地方公共団体の状況等も踏まえ、職員の月例給について次のとおり報告を行うものである。

## I 公民給与較差に基づく給与改定

### 1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和2年職員給与実態調査」の概要は次のとおりである。

#### (1) 職員の構成

本年4月の職員の総数は前年比44人減の53,923人となっている。職員は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、研究職、医療職、教育職、学校栄養職及び事務職の7種10給料表並びに特定任期付職員の給料表の適用を受けている。これらの職員の学歴別人員構成比は大学卒78.9%、短大卒6.2%、高校卒14.9%、中学卒0.0%となっており、性別人員構成比は男性59.8%、女性40.2%となっている。

(参考資料第1表)

#### (2) 平均給与月額

本年4月の民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員は8,165人であり、平均年齢は42.6歳、平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は384,805円となっている。

(参考資料第2表)

また、教員、警察官及び医師等を含めた職員全体の平均年齢は39.8歳、平均給与月額は398,816円となっている。

(参考資料第3表)

### 2 民間給与等の調査

#### (1) 最近の経済情勢等

##### ア 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課、事業所規模30人以上）に

よると、本年4月の常用労働者（パートタイム労働者を含む。）の所定内給与は、昨年4月と比べて2.2%減少している。

（参考資料第19表）

## イ 物価及び生計費

本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて0.1%上昇している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎として算定した、本年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ215,640円、251,160円及び286,700円となっている。また、「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、162,150円となっている。

（参考資料第18表・第19表）

## ウ 雇用情勢

「埼玉労働市場ニュース」（埼玉労働局）によると、本年4月の本県の有効求人倍率、新規求人倍率（いずれも就業地別、季節調整値）は、それぞれ1.25倍（昨年1.49倍）、1.92倍（同2.41倍）となっている。

## (2) 職種別民間給与実態調査の結果

本委員会が実施した「令和2年職種別民間給与実態調査」の概要は次のとおりである。

### ア 調査の方法及び内容

本委員会は、人事院及びさいたま市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内470の民間事業所について調査を行った。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医

療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

本年の調査は、特別給等に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施し、月例給等に関する調査については、8月17日から9月30日までの期間で実施した。

月例給の調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種及びその他の職種である研究員等の合計54職種、15,222人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した。

月例給等に関する調査完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き各民間事業所の格別の協力を得て、79.3%という高い水準であり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況が反映されたものといえる。

(参考資料第10表)

## イ 職種別給与

本年4月現在の職種別の初任給及び給与額等は、それぞれ参考資料第11表及び第12表のとおりとなっている。

## ウ 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.7%、高校卒で17.6%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で36.0%（昨年30.8%）、高校卒で45.3%（同34.2%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で63.1%（同69.2%）、高校卒で53.1%（同63.1%）となっている。

(参考資料第13表)

## エ 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.4%（昨年36.3%）となっている。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は20.0%（同8.9%）となっており、ベースアップの慣行のない事業所の割合（本年54.1%）と合わせると、74.1%となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.0%（昨年92.7%）となっている。昇給額については、昨年と比べて増額した事業所の割合は18.5%（同26.7%）、減額した事業所の割合は15.7%（同6.9%）となっている。

（参考資料第14表・第15表）

### 3 本年の月例給に関する職員給与と民間給与との比較

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均87円（0.02%）上回っていた。

民間給与と職員給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	(A - B) / B × 100
384,718円	384,805円	△87円	△0.02%

（注）民間給与、職員給与ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### 4 人事院の報告における国の改定状況

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告を行った。月例給については、民間給与との較差が極めて小さいことから改定を行わないこととしている。

なお、人事院は、本年10月7日、一般職の国家公務員の給与について報告し、期末手当を引き下げる勧告をするとともに、公務員人事管理に関する報告を行っている。

(参考資料第17表)

#### 5 本年の月例給の改定方針

職員の給与の実態並びに職員の給与を決定するための基本的要素となる民間給与、生計費及び人事院の報告の状況は、以上のとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案した上で、公民給与較差が小さいことから、給料表等の月例給の改定を行わないことが適当と判断した。

## II 給与勧告制度への適切な対応

本委員会は、給与決定の諸原則にのっとり、職員及び民間事業所の従業員の給与を精密に比較した。その結果、本年は職員の月例給の改定を行わないことが適当と判断したものである。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、報告内容について適切に対応されるよう要請する。

## 別紙第 2

# 人事管理に関する報告（意見）

### I はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済活動に非常に大きな変化をもたらした。さらに、頻発化する大規模災害などの緊急事態は、県民生活に様々な影響を及ぼし、行政が果たすべき役割はますます増大している。

県政を取り巻く環境の急速な変化により、県民ニーズも一層多様化・複雑化している。共生社会づくりを進める本県としては、このような変化に適応できる多様な人材が活躍する組織づくりを進める必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、人々の行動や意識などが大きく変化し、テレワークや時差通勤など多様で柔軟な働き方の導入が進むとともに、行政のデジタル化などの課題が浮き彫りとなった。

行政のデジタル化の進展は、多様で柔軟な働き方を更に加速させることになる。

本県では新たな課題に即応しつつ、昨年施行した働き方改革関連法により本格化した長時間労働の是正や職場環境の整備などの改革を進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について次のとおり報告し、意見を申し述べるものである。



## Ⅱ 主な課題と具体的方向

### 1 人材の確保、育成及び活用

#### (1) 人材の確保

県民目線に立って、既存の考え方にとらわれず、課題にチャレンジして成果を上げることのできる有為な人材を確保していくことは、県民に質の高いサービスを提供するために必要である。

本県では今後も一定数の職員を確保していく必要がある中、若年人口の減少など人材の確保は引き続き厳しい状況にある。今年度、全国の都道府県職員採用上級試験の申込者数は9年ぶりに増加したが、本県を含め首都圏では減少傾向が続いている。

民間においては通年採用など雇用の流動化に対応した動きに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から採用方法を見直すなど新しい変化も見られる。今後も、本県を取り巻く採用動向を注視し、変化に対応していく必要がある。

本委員会では、セミナー開催、ホームページやSNSの活用など様々な手法により本県の仕事の魅力等を発信してきた。職員採用上級試験の合格者に占める女性の割合は年々上昇しており、令和元年度は約5割に達し、職員の仕事が男女を問わないものであることが浸透してきている。

複雑化する県民ニーズに対応するためには、様々な背景を持つ多様な人材をあらゆる方法で確保することが重要である。今後、急速な進展が見込まれる行政のデジタル化など専門性の高い分野への対応が課題である。

本委員会は、任命権者とも連携し、今後も情報発信や試験実施方法を工夫するなどして取り組んでいく。

職員採用試験受験者数の増加や試験合格後の辞退者数の減少を図るため、職員の仕事やそのやりがい、魅力などについてSNSなども活用して情報発信をしていく。

厳しい採用状況の中で有為な人材を安定的に確保していくためには、従来の試験や近年導入した試験等の検証を進めるとともに、受験者数を確保しつつ受験者の能力を見極めることができるよう、試験制度の在り方を検討していくこととする。

今年度は、社会全体として就職氷河期世代の支援に取り組むという国の方針を受け、本県でも同世代を対象とした職員採用選考を実施しており、県内外から多数の応募があったところである。国はこの支援の集中取組期間として令和2年度からの3年間を設定していることから、今年度の採用選考方法等を検証し今後に生かしていく。

本委員会では人物重視の考え方により採用試験を実施してきており、今年度の経験者職員採用試験においては、本委員会委員が人物試験の試験委員として面接を行うこととした。

任命権者においても、人材確保が困難な職種等を中心に、受験者の確保に向け本県職員の仕事の魅力を積極的に発信していくなど、必要な人材を確実に採用するための取組を継続的に進めていく必要がある。

また、地方公務員の定年の引上げの国の法改正の動向を注視し、中長期的な視点に基づいた計画的な採用に努める必要がある。

## (2) 人材の育成

共生社会づくりを進め、県民本位の県政を実現していくために、多様な人材がその能力と個性を十分に発揮して成果を生み出せるよう、任命権者は計画的な人材育成と適切な支援を行うことが必要である。

全ての職員が「人財」として活躍する組織を構築するためには、将来の県政を担う若手職員の能力の開発・強化のほか、40歳前後の中堅職員が少ない現状を踏まえて、知識や技術の継承を図っていかなければならない。

このため、日頃の職務の中での指導・助言や、彩の国さいたま人づくり

広域連合の職員研修などを行い、職員としての基礎的な力などを育成する必要がある。

また、専門的な知識や技術等を継承するための部局専門研修や計画的な人事異動などにより、専門分野で課題解決を図ることができる人材を育成することが重要である。

特に、新規採用職員に対しては、職場全体で継続して育成に取り組む姿勢が求められる。

また、障害者を対象とした職員採用選考について門戸を拡大したが、任命権者は、採用した職員が持てる能力を十分に発揮し活躍するためにサポート体制等の整備を推進していく必要がある。

加えて、職員一人一人に自身のキャリアプランを考える機会を提供し、所属長の助言等を通じて、職員の意欲向上とキャリア形成の実現に向けた支援を行うことが求められている。

こうした取組と並行して、所属長は職員の多様な働き方やワークライフバランスを推進していくことが必要である。これにより職員一人一人がやりがいや充実感を持ち、誰もが働きやすく能力を発揮することができる職場環境を整備することが重要である。

### **(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底**

効率的な県政運営のためには、職員一人一人の意欲と能力の向上を図っていくことが重要である。地方公務員法では、人事評価を適切に実施し、職員が職務を通じて発揮した意欲や能力、実績等を的確に把握・評価することを要請している。

人事評価制度は、任用や給与をはじめとした人事管理の基礎となることから、任命権者にとっては、今後も、法の趣旨に沿って再任用職員等を含めた職員に対する制度を適切に運用する必要がある。評価者にとっては、

制度の公平性や客観性、納得性の確保に努めなければならない。

なお、国（人事院）においては、「政府の人事評価の改善に向けた有識者検討会での新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等に関する検討状況等を踏まえつつ、評価結果がより任用や給与等に反映される仕組みとなるよう取組を進める」としていることから、本委員会及び任命権者においてもその動向等を注視していく必要がある。

また、本委員会が実施する主査級昇任試験については、職員がより受験しやすくするための方策を進めている。

令和2年度の試験から、第1次試験の免除を受けられる回数を2回から3回に増やし、試験対象者が出産や育児、介護等のライフプランに応じて、より柔軟に試験に取り組める仕組みに改めた。

さらに、令和3年度から、第2次試験のプレゼンテーション試験を廃止するとともに、令和4年度には受験対象年齢の上限を引き下げること、受験者の負担軽減を図ることとしている。

あわせて、試験対象者及び数年以内に試験対象となる職員が、先輩役付職員の経験を聞くことができる機会を設けるなど、昇任への不安感を解消し、より多くの職員が受験するよう、試験にチャレンジする意欲の醸成に努めることとする。

#### **(4) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり**

職員採用上級試験の最終合格者に占める女性の割合は年々高まっており、令和元年度には約5割に達した。

女性職員の活躍を積極的に推進することにより、組織の活性化と多様性の向上が図られ、社会情勢等の変化に強く適応能力の高い組織を構築することができる。

このため、女性職員一人一人の能力向上と昇任意欲の向上を積極的に支

援するとともに、女性管理職の登用の拡大を図ることが重要である。

一方、令和元年度の主査級昇任試験を見ると女性職員の受験率は男性職員に比べ低く、最終合格者に占める女性の割合は全体の約3割にとどまっている。

背景として、出産や育児などの事情により昇任を目指すことを諦めたり、昇任の意欲があっても育児等の時間的な制約のため、受験を断念せざるをえない女性職員の存在が考えられる。

このため、全ての女性職員が、自身の抱える事情にかかわらず、キャリアアップに希望を持ち、仕事と家庭の両立を図りながら管理職を目指すことができる環境づくりが重要である。

本県では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき、各任命権者が「特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の能力を最大限に生かした積極的な登用と支援に関する取組を進めている。

任命権者では、管理職への登用に向けて、主査級及び主幹級の女性職員の意欲と能力の向上を図るため、「女性職員のためのステップアップ研修」を実施している。

さらに、職員の主体的なキャリア形成を支援するため、「キャリアプランニング支援制度」を実施しており、知事部局等では、令和元年度からキャリアプランシートの作成対象者を主幹級以下の全職員に拡大している。

こうしたキャリア形成の支援に加えて、女性職員が仕事と家庭の両立への不安感を解消し、昇任を諦めずに意欲的に挑戦することができるように、男性職員を含めた働き方の見直しを積極的に行うことが必要である。

本県では平成29年度からサテライト勤務を開始した。

また、本年、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に在宅勤務を拡大し、テレワークによる多様な働き方を推進している。

女性職員の活躍を強力に推進するためには、このような働き方の見直し

とともに、職員全員の意識改革が不可欠である。このためには、幹部自らが働きやすい職場づくりに向けたメッセージを発信し、率先して機運の醸成に取り組んでいくことが効果的である。

## (5) 高齢層職員の能力及び経験の活用

超高齢社会を迎え、社会全体で高齢層職員の能力と経験を生かしていくことが求められている。

国会では、地方公務員の定年を段階的に引き上げることとする地方公務員法改正法案が審議中であり、この動向を注視するとともに、法案成立後に向け、国の制度設計や他の都道府県の動向等を踏まえ、定年の引上げに関する検討を進めていく必要がある。

将来を担う若手職員の能力の開発・強化及び知識や技術の継承のためには、高齢層職員が長年培った能力及び経験の活用が有効である。そのためには、適切な職の設置とともに、給与等の処遇の在り方についても検討していく必要がある。

さらに、定年延長に伴う新規採用者数への影響や現行の再任用制度からの円滑な移行など人事制度全体への影響にも留意することが求められる。

## 2 「新しい生活様式」に応じた多様な働き方

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの働き方

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本県では時差通勤やテレワークを推進して、職員同士の接触機会を低減し、交通混雑を回避した。

各職場では、県民を集めて実施するイベントを縮小、中止したほか、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避など感染リスクを考慮した事業の選択や業務執行方法の見直しが行われたところである。

こうした取組を、多様な働き方の推進や時間外勤務の縮減に向けた業務効率化などの契機と捉え、今後に向けて積極的に生かしていくことが重要である。

執務室等における感染防止対策としては、来客者窓口や職員の事務机の間に透明フィルムを設置したり、消毒液の設置や職員のマスク着用の徹底、定期的な換気などにより、「3つの密」が生じない執務環境づくりが行われている。

職員の服務に関しては、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に職務専念義務免除を承認できることとし、また、風邪症状のある場合や濃厚接触者となった場合、学校等の臨時休業により子の世話をを行う場合などに、職員が特別休暇（交通途絶休暇）を取得できることとした。

今後も職員が安心して働き続けることのできる環境を整備していくことが重要である。

大規模災害が発生すると、緊急に処理しなければならない重要な業務が増加し、所属長は、通常的时间外勤務の上限規制を超えて職員に長時間労働を命じざるを得ない状況となる。

令和元年には豚熱及び令和元年東日本台風（台風第19号）が、令和2年には新型コロナウイルス感染症が発生した。これらの対応のため、担当職員の時間外勤務が急増したため、全庁的な応援体制等による対応がとられたところである。

新型コロナウイルス感染症対策において、任命権者は、専門性を要しない業務を事務職へ配分変更して保健師の負担軽減を図った。また、陽性者への健康観察を行う民間派遣看護師を増員し、検体搬送や患者の移送については民間委託により対応した。さらに、本庁における応援体制の拡充や業務繁忙の状況が続く所属への職員の増員のほか、クラスター対策など感染症対策に関する専任の担当課として感染症対策課を新設するなど、業務

量の急増に対する緊急対応がとられたところである。

今後も、災害対策など業務量の急増に対しては、応援体制の構築や必要に応じて年度途中であっても増員を行うなど迅速で柔軟な対応が必要である。

## (2) 仕事と生活の両立支援の推進

新型コロナウイルス禍において、テレワークや時差通勤が推進されたが、こうした柔軟な働き方は、仕事と生活の両立を図る上で有効な手段である。

テレワークの取組の一環として、在宅勤務のためのアカウント数を増やし、サテライト勤務のためのサテライトオフィスを本年 10 月から 1 か所増設するなど職員が利用しやすい環境整備が進められている。

新型コロナウイルスの終息後も、テレワークの推進、時差通勤やフレックスタイム等の活用による勤務時間の弾力的割振りにより、職員が多様な働き方を選択できるようにしていくことが求められる。

あわせて、任命権者は、テレワークの拡大に対応した情報セキュリティや通信環境などを組織として整備していく必要がある。

男性が主体的に家事や育児を担うことは、ワークライフバランスや女性の活躍推進の観点から重要であり、男性職員の一定期間の育児休業をはじめ、出産補助休暇及び子育て休暇などの育児関連休暇の取得を促進していく必要がある。

子育て支援及び介護支援のための休暇並びに不妊治療のための病気休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進することが重要である。

## 3 働き方改革と勤務環境の整備等

### (1) 総実勤務時間の縮減

#### ア 時間外勤務の縮減



令和元年度の県職員の一人当たりの時間外・休日勤務時間数は、前年度（平成 30 年度）と同じであり、縮減が進んでいない状況である。

時間外勤務縮減のためには、所属長等の管理職が業務を適切に進行管理し、事務事業の合理化及び効率化などによる見直しを進めていかなければならない。

I C T の活用、ペーパーレス化、電子申請などデジタル技術の活用は、県民サービスの向上とともに事務事業の更なる効率化に資することから推進していく必要がある。

職員は、新たな行政需要や県政の重要課題に取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症や大規模災害など非常時の業務にも対応してきている。こうした中、事務事業の見直しや改善を図ってもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた適切な組織体制や職員配置などにより対応する必要がある。

## イ 休暇の取得促進

平成 31（令和元）年の県職員の年次休暇の平均使用日数は前年より微減した。

職員が休暇を取得することによって、心身の健康の回復と家族と過ごす時間の充実などが図られるため、連続休暇の奨励など更に休暇を取得しやすい勤務環境づくりに努めていく必要がある。

## ウ 教職員の働き方改革

県教育委員会は、「学校における働き方改革基本方針」（令和元年 9 月）において、教員の在校等時間の超過勤務の上限を「原則 ①月 45 時間以内 ②年 360 時間以内」とし、教職員の多忙化解消及び負担軽減を進めることとした。

その後、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)」が改正され、文部科学省は、本年1月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示した。

県教育委員会は本年3月、この文部科学省の指針を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成7年埼玉県条例第28号)に位置付けるとともに、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号)において、県立学校教育職員の在校等時間の超過勤務の上限を定めた。

県立学校では、本年4月からICカードによる勤務管理システムが導入され、客観的かつ正確な在校等時間の把握ができるようになった。学校の管理職は、この勤務管理システムを活用して教員の在校等時間及び職員の勤務時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが求められる。

また、部活動については、県教育委員会の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(平成30年7月)に基づき、各学校において部活動に係る活動方針が策定されている。学校の管理職は、部活動の休養日の設定など、活動方針が適切に運用されるよう確認や指導に努めていく必要がある。

給特法の改正により、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制について、地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できることとなった。この制度の活用は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることが前提となっている。県教育委員会は、制度の活用により休日のまとめ取りができ、他の施策と相まって教育職員の働き方改革が推進できるか検討していく必要がある。

県教育委員会は、公立小中学校においても、教職員の働き方改革が着実に進められるよう市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

## (2) 心身の健康管理

本県では、休職者のうち、精神疾患を原因とする職員の割合が依然として高く、対策が必要である。各職場においては、ストレスチェックの分析結果を活用して職場環境の改善に取り組むことが重要である。

月 80 時間を超える時間外勤務を行った職員については、労働安全衛生法等に基づき、医師による面接相談の対象となっている。

テレワークなど多様な働き方の広がりや、在宅での長時間勤務やメンタル面のストレスにつながらないよう、職員の状況把握には、十分留意すべきである。

新型コロナウイルス感染症への対応で長時間勤務となった職員に対する健康相談では、知事部局において、Web を活用した医師による健康相談や保健師による巡回訪問で健康状況を確認する取組が行われた。今後も、大規模災害など緊急事態に対処するため、長時間勤務となった職員が確実に医師による面接相談を受けられるようにしていく必要がある。

## (3) ハラスメントの防止

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号）が改正され、本年 6 月 1 日より施行された。これにより、地方公共団体においても、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）に基づき、職場におけるパワー・ハラスメントを防止するために雇用管理上の措置を講じなければならないこととなった。

任命権者においては、「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を改正し、パワー・ハラスメントの禁止や苦情相談への対応等を規定した。あわせて、「懲戒処分の基準」を改正し、職員がパワー・ハラスメントを行った場合の処分を標準例に追加するなど雇用管理上必要な措置が講じられたところである。

本委員会における職員からの苦情相談の状況は、いじめ、ハラスメントなど人間関係に関する相談が相談件数全体の5割近くとなっている（平成28年度から令和2年9月までの平均）。

ハラスメントでは被害者と加害者の認識のズレがあり、「加害」の意識がないままハラスメント行為を行っているケースがある。

職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が求められる。

また、いわゆるLGBTQなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じることがないように、職員に対し正しい理解を促進していく必要がある。

#### **(4) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底**

職員は、県民全体の奉仕者であり、県民からの信頼に応えるため高い倫理感・使命感をもって行動すべきことを改めて深く自覚しなければならない。

任命権者においては、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、不祥事防止に取り組んでいくことが重要である。

職員の給与等に関する報告（意見）

# 参 考 資 料

令和2年11月

埼玉県人事委員会



# 目 次

## 第 1 職員の給与

令和 2 年職員給与実態調査の概要	1
第 1 表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比	2
第 2 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	2
第 3 表 給料表別平均給与月額等	3
第 4 表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額	
その 1 行政職給料表	5
その 2 公安職給料表	8
その 3 研究職給料表	11
その 4 医療職給料表(1)	12
その 5 医療職給料表(2)	13
その 6 医療職給料表(3)	15
その 7 教育職給料表(1)	18
その 8 教育職給料表(2)	20
その 9 学校栄養職給料表	22
その 10 事務職給料表	23
第 5 表 扶養手当の支給状況	26
第 6 表 住居手当の支給状況	26
第 7 表 管理職手当の支給状況	27
第 8 表 単身赴任手当の支給状況	27
第 9 表 再任用職員の給料表別・級別人員	
その 1 フルタイム勤務職員	28
その 2 短時間勤務職員	28

## 第 2 民間の給与等

令和 2 年職種別民間給与実態調査の概要	29
第 10 表 産業別・企業規模別調査事業所数	31
第 11 表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	31
第 12 表 職種別にみた給与額等	
その 1 職員給与と民間給与との比較職種	32
その 2 その他の職種	34
第 13 表 初任給の改定状況	35
第 14 表 給与改定の状況	35
第 15 表 定期昇給の実施状況	35
第 16 表 家族手当の支給状況	36

## 第 3 人事院報告

第 17 表 人事院による報告の概要	37
--------------------	----

## 第 4 標準生計費

標準生計費の算定方法(令和 2 年 4 月)	39
第 18 表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和 2 年 4 月)	40

## 第 5 労働経済指標

第 19 表 労働経済指標	41
---------------	----

## 第1 職員の給与

### 令和2年職員給与実態調査の概要

職員の給与に関する報告の基礎となった令和2年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的

この調査は、令和2年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握し、今後の人事行政の基礎資料とすることを目的としたものである。

#### 2 調査の対象

令和2年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）に定める給料表の適用を受ける者を対象とした。技能職員、地方公営企業法の適用を受ける職員及び臨時職員は含まれていない。

なお、対象者が少数の職については具体的な数値の記載を省略した。

#### 3 調査の内容

令和2年4月分の給料、諸手当の支給状況、年齢、学歴、経験年数等について調査した。

#### 4 調査の実施

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与情報により行った。

#### （参考）各給料表が適用される職員の範囲

- ・行政職給料表：他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表：警察官
- ・研究職給料表：試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員
- ・医療職給料表(1)：病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(2)：病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等
- ・医療職給料表(3)：病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等
- ・教育職給料表(1)：県立の高等学校等に勤務する教育職員
- ・教育職給料表(2)：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員
- ・学校栄養職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員
- ・事務職給料表：市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員
- ・特定任期付職員給料表：一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員



第1表 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	人員	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,375	78.0	7.0	14.9	0.1	65.0	35.0
公安職給料表	11,609	41.2	5.4	53.4	—	88.6	11.4
研究職給料表	296	96.0	2.0	2.0	—	75.7	24.3
医療職給料表(1)	52	100.0	—	—	—	82.7	17.3
医療職給料表(2)	348	85.6	14.1	0.3	—	36.5	63.5
医療職給料表(3)	223	54.7	44.9	0.4	—	11.2	88.8
教育職給料表(1)	10,093	95.2	2.8	2.0	—	57.7	42.3
教育職給料表(2)	21,875	93.0	7.0	0.0	—	44.8	55.2
学校栄養職給料表	56	30.4	69.6	—	—	5.4	94.6
事務職給料表	995	49.1	14.0	36.9	—	44.1	55.9
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	53,923	78.9	6.2	14.9	0.0	59.8	40.2

(注) 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

第2表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区分 給与種目	令和2年4月	平成31年4月
	円	円
給料	333,053	330,369
扶養手当	7,519	7,755
地域手当	29,350	34,768
住居手当	5,902	5,516
管理職手当	8,974	9,129
その他の手当	7	11
平均給与月額	384,805	387,548

職員数	8,165人	8,131人
平均年齢	42.6歳	42.8歳
平均経年数	20.3年	20.6年

(注) 1 行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者等を除いて集計した。  
2 給料には、給料の調整額を含み、その他の手当は、単身赴任手当である。

第3表 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当
	人	歳	年	円	円
行政職	8,375	42.1	19.8	329,592	7,337
公安職	11,609	37.6	16.8	331,082	11,244
研究職	296	42.3	19.1	361,290	9,426
医療職(1)	52	47.0	22.5	472,121	8,865
医療職(2)	348	40.6	17.3	328,991	4,524
医療職(3)	223	41.9	19.0	339,237	4,345
教育職(1)	10,093	41.9	19.3	372,157	6,951
教育職(2)	21,875	39.0	16.3	351,082	5,960
学校栄養職	56	41.9	20.6	337,487	2,081
事務職	995	38.5	17.2	305,002	4,965
特定任期付職員	1				
全給料表	53,923	39.8	17.5	346,507	7,480

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。  
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。  
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

地 域 手 当	住 居 手 当	管理職 手 当	その他の 手 当	平均給与月額
円	円	円	円	円
29,021	5,797	8,749	7	380,503
28,795	4,572	1,810	132	377,635
31,902	6,872	9,373	0	418,863
85,194	5,827	51,473	228,573	852,053
28,249	5,980	4,006	0	371,750
28,902	4,840	1,727	0	379,051
31,938	6,853	2,823	7,601	428,323
30,311	6,770	6,069	5,149	405,341
28,219	4,673	0	0	372,460
25,811	6,889	0	0	342,667
30,047	6,148	4,873	3,761	398,816

第4表 給料表別・級別・号給別人員分布及び平均給料月額

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										1
2										1
3										10
4										2
5										2
6										
7										
8		1								
9	7									
10							1			
11	1	190								
12		6					1			
13	13	32						1	1	
14		10							6	
15	2	170	3						3	
16		16								
17	21	37	7	2						
18		19	5							
19	3	192	112	3			1			
20	1	17	20	2			1			
21	20	40	40	8						
22		23	22	4						
23	2	62	57	8			1	1		
24		25	43	3			1			
25	20	123	37	10				1		
26		22	23	4				4		
27	8	54	60	7				1		
28	2	27	32	5				11		
29	184	181	45	10			3	9		
30	3	24	26	7			5	7		
31	17	55	42	6			12	20		
32	7	28	23	6			3	5		
33	167	14	45	8			6	2		
34	8	6	30	8	1		43	9		
35	20	8	32	13	3		18	1		
36	10	5	17	7			17	5		
37	201	5	45	9	1		37	2		
38	11	3	26	10	6		11	1		
39	23	7	33	14	2		5	1		
40	15	5	10	9	5		23			
41	7		31	10	9		4	1		
42	4	2	19	19	7		9	1		
43	7	2	20	17	3		9			
44	3	4	17	9	3		15	1		
45	7	1	23	13	5		6	1		
46	3		17	17	7		8			
47	2	6	17	15	4		5			
48	6	1	19	11	8		6			
49	3	5	22	27	8	2	9			
50	4		13	17	8	2	2			
51	4		18	18	12	11	3			
52	1	1	10	21	4	20	5			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
53	4		23	6	6	83	4			
54	1		11	17	2	60	3			
55			17	21	11	50	1			
56	5		7	20	8	27	2			
57	6	2	15	18	9	23	2			
58	2	1	13	22	7	22	3			
59		1	15	16	16	46	1			
60			12	13	8	23	3			
61			13	21	15	14	44			
62			5	15	11	15				
63	2	2	10	13	14	41				
64			9	19	20	20				
65	1		14	21	18	15				
66			7	13	18	8				
67	1		12	30	17	13				
68			8	20	12	11				
69	1		9	34	15	13				
70			15	39	26	4				
71			7	62	18	5				
72	1	1	5	44	18	3				
73	2		8	54	32	2				
74	2		12	38	21	6				
75	3		10	29	21	8				
76	1		5	35	25	8				
77	1		19	43	31	6				
78			13	39	18	1				
79	2		11	50	23	7				
80	1		8	47	10	6				
81	1		11	64	22	9				
82			3	52	20	7				
83			10	48	9	27				
84			11	50	4	7				
85	1		6	68	12	124				
86	1	1	3	43	5					
87	1		4	43	9					
88			2	52	18					
89			4	52	18					
90				33	15					
91				43	31					
92			3	30	26					
93	4		3	727	240					
94			1							
95										
96			3							
97			1							
98										
99			2							
100										
101										
102										
103			1							
104										
105			2							
106			1							
107			1							
108										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
109	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
110			1							
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
人員計	人 861	人 1,438	人 1,447	人 2,461	人 975	人 749	人 333	人 85	人 10	人 16
平均 給料月額	円 198,977	円 233,928	円 297,552	円 376,146	円 392,850	円 411,259	円 441,293	円 467,800	円 504,767	円 536,593
人員総計	人 8,375	平均 給料月額	円 328,999							

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5				1					
6									
7									
8									1
9									
10									
11									
12									
13	127								
14	14								
15	69	7							
16	16	4						1	
17	130	241	9	1					
18	13	2							
19	24	32	24						
20	17	23							
21	132	266	19						
22	3	7							
23	16	26	138	1					
24	4	39	4						
25	13	244	57	1	2				
26	6	16	15						
27	3	49	137	2	7				
28	4	29	18		1				
29	7	191	94	54	10	1			
30	3	11	17	15	2				1
31	3	45	131	53	14				1
32	2	30	27	19	5				9
33	3	46	114	75	17	2			15
34	2	21	23	12	6				5
35	3	27	107	84	31	3			2
36	2	20	34	21	15	1			8
37	3	28	88	80	24	1			
38	4	5	38	32	6	1			4
39		13	129	95	31	4			
40	1	5	42	29	12	2	1		3
41	1	12	95	95	26	5			1
42		7	42	27	14	1			2
43	2	14	113	113	42	9			1
44	1	9	33	43	15	5	1	1	1
45		4	57	107	40	4		1	3
46		5	25	43	16	7	1		
47	1	4	65	101	39	5	3	23	
48		7	19	30	20	5	3	15	
49		9	50	107	38	4	4	8	
50		4	22	39	27	8	3	10	
51		2	60	111	30	7	4	12	
52		1	16	40	24	8	3	5	
53	1	2	42	111	30	4	10	8	
54		2	23	40	21	3	5	4	
55			57	81	21	7	34	6	
56			15	41	20	6	17	4	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57			36	104	32	7	24	8	
58		1	19	53	25	1	5	7	
59		1	41	92	34	4	10	4	
60		1	19	51	21	2	8	3	
61	1	2	41	109	39	7	12	30	
62			16	53	20	2	8		
63			35	78	27	8	14		
64			9	52	21	8	8		
65			30	92	22	6	10		
66			13	57	26	3	6		
67		1	22	87	33	2	11		
68			10	55	22		7		
69			21	83	57	3	9		
70			8	42	23	1	3		
71			18	71	31	8	13		
72			14	35	27	3	8		
73			4	69	67	3	4		
74			1	36	18	5	5		
75		1	4	45	31	6	5		
76			2	29	31	11	6		
77				43	54	6	7		
78			1	38	14	18	6		
79				43	32	7	2		
80			1	27	35	12	4		
81		1		32	31	8	3		
82				23	23	16	6		
83			1	22	15	103	9		
84				23	24	19	6		
85				26	19	29	74		
86				23	21	5			
87				25	14	17			
88				21	14	3			
89				28	21	5			
90			1	16	17	9			
91				23	10	22			
92				18	14	3			
93				36	113	53			
94				10					
95				24					
96				12					
97			2	20					
98				13					
99				35					
100				12					
101				24					
102				7					
103				30					
104				11					
105				20					
106				10					
107				29					
108				9					
109				18					
110				15					
111				11					
112				18					



級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114				21					
115				23					
116				21					
117				26					
118				17					
119				29					
120				14					
121				17					
122				19					
123				31					
124				18					
125				32					
126				232					
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人 631	人 1,517	人 2,368	人 4,292	人 1,684	人 528	人 382	人 150	人 57
平均 給料月額	円 205,709	円 237,551	円 277,735	円 355,477	円 403,755	円 425,149	円 442,710	円 459,348	円 478,739
人員総計	人 11,609	平均 給料月額	円 331,059						

その3 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						65			1		
2						66					
3						67			1	2	
4						68			2		
5		3				69			6		
6						70			1		
7						71			2	1	
8		1				72					
9		3	2			73			2		
10						74					
11		1				75			2		
12						76					
13		4	4			77			5	2	
14		1	1			78			1		
15			2			79			3		
16		1				80			1		
17		7	3			81			3		
18		1	1			82					
19			1			83		1	4		
20						84			1		
21		7	2			85			2		
22						86			2		
23			1			87					
24		1	2			88			2		
25		4	3			89			51		
26			1			90					
27		2	1			91					
28			1			92					
29		13	2			93					
30		1				94					
31		1	2			95					
32		1	3		1	96					
33		1	2			97					
34					1	98					
35		5	3			99					
36		2				100					
37		2	3			101					
38		1				102					
39			2			103					
40		1	3			104					
41			2			105					
42			1			106					
43			1			107					
44		1	1			108					
45			2			109					
46			1			110					
47			1	11		111					
48			3	3		112					
49			2	2		113					
50						114					
51			3	7		115					
52				2		116					
53						117					
54			1			118					
55			3	8		119					
56			2			120					
57		1				121					
58			1	2		人員計	人	人	人	人	人
59			1	2		0	68	173	53	2	
60			1	2		平均	円	円	円	円	円
61			4	4		給料月額	0	256,937	380,046	429,539	478,348
62			3	1		人員総計	人	平均	円		
63			1	2		296	給料月額	361,290			
64		1	2	2							

その4 医療職給料表(1) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28			1	
29	2	1		
30				
31				
32				
33				
34				
35	1		1	
36				
37				
38				
39				
40				
41	1			
42				
43				
44		1		
45	1	1		
46				
47			2	1
48				1
49				1
50				
51				
52			1	
53				1
54				
55			1	1
56		1		1

級 号給	1級	2級	3級	4級
57	人	人	人	人
58		1		
59				
60		1		
61				
62				
63			1	
64				
65			1	1
66				
67				
68				
69				
70			1	
71				
72			2	
73			2	
74				
75				
76		1		
77				
78			1	
79				
80				
81			2	
82				
83		1	1	
84				
85		1		
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92		1		
93		1		
94				
95		1		
96				
97		2		
人員計	人 13	人 14	人 18	人 7
平均 給料月額	円 318,738	円 467,871	円 517,300	円 561,229
人員総計	人 52	平均 給料月額	円 460,265	

その5 医療職給料表(2) (病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3			1					
4								
5		4						
6								
7			12					
8								
9		2						
10								
11			14					
12								
13		1	1					
14								
15	1		10	2				
16								
17		8	1	6				
18			2					
19			11	2				
20			1					
21		1	2	4				
22			2	2				
23			9	1				
24		2		3				
25		1		8				
26			3	6				
27			2	3				
28				1			3	
29		1	1	5	1			
30				1	1		1	
31		1	2	6			1	
32				4			1	
33		1	1	1				
34					1		1	
35			1	4				
36				2				
37				1	1			
38		1						
39		1		3	1			
40				3	2			
41				3				
42			1	1				
43				1	2			
44				2	3	2		
45		2		3	1			
46				1	1			
47					2			
48				1	2	3		
49				2				
50				2				
51		1		3	2	1		
52					1	2		
53					1	1		
54				1	1			
55					2	1		
56				1	1	4		
57				1	1	3		
58						2		
59					1	3		
60						1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	人	人	人	人	人	人	人	人
61						1		
62					1	2		
63					1	1		
64					2	2		
65					1	19		
66								
67					2			
68								
69								
70					2			
71					1			
72					3			
73					2			
74					1			
75					3			
76								
77					3			
78					1			
79					4			
80	1							
81					1			
82					3			
83					4			
84					1			
85					33			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
人員計	人 2	人 27	人 77	人 90	人 97	人 48	人 7	人 0
平均 給料月額	円 211,471	円 223,287	円 249,806	円 299,495	円 383,877	円 410,713	円 435,536	円 0
人員総計	人 348	平均 給料月額	円 323,679					

その6 医療職給料表(3) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

給 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
級	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3			4				
4							
5		1	1				
6							
7			7				
8							
9		1					
10							
11			4				
12							
13		2	2				
14							
15		9	2				
16							
17		4	3				
18							
19		4					
20							
21			7				
22							
23			1				
24			1				
25			5				
26			1				
27			3				
28							
29							
30			1				
31			3				
32				1			
33							
34							
35			5	1			
36			1				
37			1	1			
38							
39			4	2			
40			4	1			
41			3				
42			1				
43		1	4	1		1	
44			1			7	
45			2	1		1	
46			1		1	2	
47				1		3	
48				1		2	
49			1	1		1	
50							
51				1			
52				1	3	1	
53							
54				1		1	
55				1			
56				1			
57				1	1		
58					1		
59			1				
60							

給号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人
61					1	1	1	
62				1	1			
63								
64					2			
65					1	1	1	
66					2	1		
67					1			
68					2			
69						2	1	
70								
71						1		
72								
73								
74					1	1		
75						2		
76					1	2		
77					4	1		
78						1		
79						1		
80						3		
81				1		2		
82						2		
83						1		
84						3		
85					1	3		
86								
87						3		
88						3		
89								
90						3		
91						3		
92				1		4		
93						18		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人員計		人 0	人 22	人 77	人 34	人 68	人 22	人 0
平均 給料月額		円 0	円 223,230	円 277,018	円 340,352	円 393,272	円 421,810	円 0
人員総計		人 223	平均 給料月額	円 331,102				



その7 教育職給料表(1) (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57	2	40	3	6	
2						58	1	65	1	6	
3						59	4	132	2	1	
4						60		40	1	1	
5		87				61		51	2	2	
6						62	1	56	1	4	
7		4				63	3	112	3	4	
8		7				64		43	3	1	
9		149				65	2	52	3	6	
10						66		56	4	11	
11		13				67	1	90		5	
12		6				68	1	45	9	4	
13		176				69	4	48	1	8	
14		1				70	4	41	1	5	
15		19				71	4	66	1	2	
16		26				72	1	51	5	1	
17	1	133				73	1	38		6	
18		6				74	1	53	1	10	
19		124				75	2	59	1	6	
20		20				76	2	44	3	8	
21		96				77	2	38	1	7	
22		16				78	2	56	3	5	
23		176				79	2	34	1	8	
24		26				80		42	4	10	
25	1	96		1	1	81	2	48	2	13	
26		32				82	2	47	1	13	
27		162				83		31	3	10	
28		30				84	3	34		10	
29		94				85		30	1	9	
30		44				86	5	35	1	12	
31	4	191			1	87	2	45	1	13	
32		39			1	88	1	64	3	5	
33		70			11	89	3	50	1	6	
34	1	56			27	90	1	46	1	7	
35		203		1	36	91	4	42	6	6	
36	1	34		1	6	92		60	3	4	
37	2	62	1		9	93	3	44	2		
38		57			11	94	2	42	1	1	
39	2	205	1		11	95	4	41	1		
40	2	41	1	2	6	96	2	65	1		
41	1	58	1		9	97	2	34			
42	1	54			11	98	1	30			
43		185	1	1	7	99	2	61	1		
44	1	17	3	1	4	100	3	61	1		
45	1	37		2	8	101	1	47			
46		31		1	1	102	1	36			
47		78	3	2	5	103	1	39	1		
48	3	19	1		6	104	5	45			
49	2	53	1	2	3	105	4	28			
50		51	1		2	106	3	44			
51	2	169	1	2	1	107	1	47			
52		29	1	1		108	3	46			
53	1	55		2		109	2	36			
54	1	51	3	1	1	110	2	34			
55	1	154		3		111	1	31			
56		38	1	2		112	4	43			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113	3	37			
114		42			
115	2	29			
116	5	33			
117		38			
118	1	53			
119	2	18			
120	3	49			
121	1	36			
122	1	51			
123	1	36			
124	5	29			
125	1	34			
126	2	61			
127	2	49			
128	4	53			
129	3	74			
130	1	77			
131		90			
132		128			
133		163			
134	3	242			
135		265			
136		261			
137		289			
138	1	287			
139		260			
140		97			
141	1	103			
142		32			
143	1	3			
144		4			
145		2			
146		5			
147		2			
148					
149		17			
150					
151	1				
152					
153					
人員計	人 182	人 9,367	人 105	人 261	人 178
平均 給料月額	円 293,275	円 350,506	円 405,769	円 453,053	円 481,758
人員総計	人 10,093	平均 給料月額 円 355,015			

その8 教育職給料表(2) (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						57		80	17		9
2						58		57	14		12
3						59		148	2		14
4						60		73	8		16
5						61		141	11		7
6					1	62		142	11		11
7		1				63		468	16		18
8						64		68	19		17
9						65		127	9		8
10						66		137	10		11
11						67		427	13		21
12						68		66	11		10
13						69		160	8		12
14						70		157	7		16
15		1				71		394	6		16
16						72		83	16		16
17		401				73		159	6		23
18		1				74		124	5		8
19		13			1	75		285	7		15
20		5			6	76		127	10		16
21		508			13	77		127	9		27
22		4			32	78		113	6		20
23		19			56	79		167	6		21
24		29			74	80		180	7		42
25		520			90	81		103	10		40
26		5			50	82		110	2		42
27		30			67	83		130	6		36
28		35			35	84		132	6		37
29		289			46	85		113	5		38
30		6			59	86		132	2		31
31		459			50	87		100	7		30
32		48			30	88		97	10		40
33		220	1		45	89		110	2		52
34		34			53	90		125	3		35
35		559	2		30	91		94	5		29
36		59	2		27	92		79	2		30
37		208	6		26	93		109	4		33
38		67	2		33	94		123	5		21
39		535	8		18	95		81	5		20
40		59	4		18	96		73	1		25
41		174	2		14	97		73	2		27
42		92	7		13	98		111	3		25
43		588	20		16	99		96	2		17
44		74	7		24	100		135	3		15
45		153	11		15	101		99	2		19
46		119	8		16	102		85			11
47		630	8		16	103		117			12
48		64	10	1	12	104		108			9
49		139	8		15	105		80			7
50		109	12		12	106		101			2
51		579	10	3	1	107		88			2
52		78	9	1	3	108		91			3
53		130	18	4	1	109		61			1
54		136	30	5		110		67			
55		517	7	4		111		76			
56		42	10	7		112		82			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
113		70			
114		77			
115		56			
116		83			
117		65			
118		62			
119		56			
120		72			
121		53			
122		50			
123		52			
124		55			
125		56			
126		62			
127		53			
128		47			
129		50			
130		67			
131		53			
132		42			
133		47			
134		52			
135		58			
136		76			
137		69			
138		102			
139		93			
140		101			
141		134			
142		128			
143		165			
144		228			
145		257			
146		305			
147		309			
148		258			
149		247			
150		206			
151		157			
152		58			
153		42			
154		12			
155		1			
156					
157					
158		1			
159					
160					
161		17			
人員計	人 0	人 19,234	人 523	人 1,100	人 1,018
平均 給料月額	円 0	円 325,961	円 387,266	円 423,650	円 451,607
人員総計	人 21,875	平均 給料月額	円 338,186		

その9 学校栄養職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18			1		
19				2	
20					
21				1	
22					
23			1	1	
24					
25					
26					
27				1	
28					
29				3	
30					
31				1	
32					
33			2		
34				2	
35				3	
36				1	
37				1	
38					
39				3	
40				1	
41				1	
42					1
43				1	
44				1	1
45					
46					1
47					
48				1	
49				2	
50					
51				1	
52					
53					
54					
55				1	
56					
57					
58					
59					
60					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61	人	人	人	人	人
62					
63					
64					1
65					4
66					1
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					1
74					
75					
76					1
77					
78					
79					1
80					
81					1
82					1
83					
84					1
85					9
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
人員計	人 0	人 0	人 4	人 28	人 24
平均 給料月額	円 0	円 0	円 262,510	円 305,971	円 386,752
人員総計	人 56	平均 給料月額	円 337,487		

その10 事務職給料表（市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	3					
10						
11	2	15		1		
12		4				
13	10	15		3		
14		1				
15		18		1		
16		2				
17	11	14	4			
18		1		1		
19	3	7	21	4		
20		2	3	1		
21	14	17	7	3		
22		3	5	4		
23		10	33	3		
24		3	3	1		
25	14	8	5			
26		1	6	3		
27	1	8	26	3		
28	1	4	1	7		
29	13	18	14	7		
30	4	4	5	3		
31	8	6	17	5		
32		4	6	2		
33	12	3	5	1		
34			9	4		
35	5		7	3		
36	2		3	15		
37	8	2	1	4		
38	2		2	4		
39	13		2	1		
40			2	4		
41	6		2	3		
42			6	5	1	
43			2	1		
44	1		4	6		
45	1		4	1		
46			2	3	1	
47			1	3		
48			3	3	1	
49	1		2			
50	2		1	2	1	
51			3	2	3	4
52				2	2	5
53	1		1	2		18
54				7	2	45
55						34
56				2	2	18

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
57			1		1	1
58				1	2	3
59			1	1	1	
60			2	5	4	
61			1			
62			2	2		
63				1		
64				4	4	
65				4	1	
66			1	4	2	
67			1	1	5	
68			3	2	6	
69				2	5	
70				1	1	
71				2	1	
72				7	3	
73				6	3	
74					5	
75				1	6	
76				2	4	
77				6	2	
78					6	
79				1	1	
80				3	4	
81				1	1	
82				2	1	
83				1	2	
84					3	
85				2	2	
86				2	4	
87			1	1	4	
88				2	2	
89			1		4	
90					3	
91					3	
92						
93				2	19	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
113	人	人	人	人	人	人
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
人員計	人 138	人 170	人 232	人 199	人 128	人 128
平均 給料月額	円 189,331	円 232,327	円 283,416	円 349,416	円 393,200	円 408,107
人員総計	人 995	平均 給料月額	円 305,002			



第5表 扶養手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		20,149 人
扶 養 親 族 の 種 類	配 偶 者	10,191
	子	29,339
	うち特定期間にある子	7,355
	父 母 等	1,103
手当受給者1人当たり平均扶養親族数		2.0 人
手当受給者1人当たり平均手当月額		20,018 円

(注) 現行の支給月額、配偶者は6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)、子は1人につき10,000円、父母等は1人につき6,500円(行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級は3,500円)である。ただし、行政職給料表9級以上及びこれに相当する職務の級は、子を除き、支給しない。なお、「特定期間にある子」とは、扶養親族としての子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子を示し、当該子1人につき5,000円が加算される。

第6表 住居手当の支給状況

区 分		計
受 給 者		12,488 人
手当月額28,000円未満の受給者		4,670
手当月額28,000円の受給者		7,818
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,546 円

(注) 現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第7表 管理職手当の支給状況

区分 部局等	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	知事部局等	部 長	副 部 長	課 長	副 課 長				
県立学校等		校 長		教 頭		事務部長	事 務 長		
警 察 本 部		参 事 官 警察署長	課 長 副 署 長	主席調査官	次 席				
受 給 者	人 30	人 1,336	人 381	人 1,856	人 10	人 55	人 121	人 3,789	円 69,376

第8表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月 額
	km 100 未満	km 100 ～ 300	km 300 ～ 500	km 500 ～ 700	km 700 ～ 900	km 900 ～ 1,100	km 1,100 ～ 1,300	km 1,300 ～ 1,500	km 1,500 ～ 2,000	km 2,000 ～ 2,500	km 2,500 以上		
受 給 者	人 47	人 3	人 —	人 1	人 —	人 2	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 53	円 32,415

(注) 「100～300」は、「100km以上 300km未満」を意味する(他の交通距離において同じ。)

## 第9表 再任用職員の給料表別・級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	305		90	118	45	35	8	6	1	2	
公安職給料表	87				32	15	36	4			
研究職給料表	23		1	19	3						
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	15			7	1	2	5				
医療職給料表(3)	3			2		1					
教育職給料表(1)	837		802		35						
教育職給料表(2)	1,234		1,193			41					
学校栄養職給料表	2				2						
事務職給料表	56		5	51							
給料表計	2,562										
60歳	828										
61歳	706										
62歳	513										
63歳	298										
64歳	217										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ)。  
 2 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の級については、3級を特2級、4級を3級、5級を4級とそれぞれ読み替えるものとする(その2において同じ)。

### その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	180		148	32							
公安職給料表	0										
研究職給料表	7		7								
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	8			8							
医療職給料表(3)	2			2							
教育職給料表(1)	597		582		15						
教育職給料表(2)	482		482								
学校栄養職給料表	2			1	1						
事務職給料表	0										
給料表計	1,278										
60歳	153										
61歳	242										
62歳	272										
63歳	321										
64歳	290										

## 第2 民間の給与等

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### 2 調査の内容等

##### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

##### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

#### 3 調査の範囲等

##### (1) 調査の範囲

###### ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,070事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

###### イ 調査対象職種

54職種(行政職相当職種22職種 その他の職種32職種)

##### (2) 調査対象の抽出

###### ア 事業所の抽出

上記3の(1)アに記載した事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から470事業所を無作為に抽出し調査を行った。

上記2の(1)ウ及びエに関する調査における調査完了事業所数は、第10表のとおりである。

###### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

ア 調査実人員は 15,222 人であり、うち行政職相当職種が 14,608 人（初任給関係 848 人、初任給関係以外 13,760 人）、その他の職種が 614 人である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は 91,018 人であり、このうち、行政職相当職種は 81,790 人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事業所				
産 業 計	367	185	132	50
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	19	7	7	5
製 造 業	170	68	74	28
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	64	38	18	8
卸 売 業 , 小 売 業	28	17	8	3
金 融 業 , 保 険 業 、 不動産業,物品賃貸業	13	12	1	—
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医療,福祉、サービス業	73	43	24	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が96所あった。  
 2 調査対象事業所470所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた463所に占める調査完了事業所367所の割合(調査完了率)は、79.3%である。  
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(次表において同じ。)  
 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	208,038 円	208,850 円	206,907 円	205,302 円
	短 大 卒	181,114	183,234	184,033	163,600
	高 校 卒	171,283	173,697	168,981	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	211,363	212,727	209,945	207,500
	短 大 卒	192,531	194,918	191,410	187,500
	高 校 卒	176,555	172,343	180,466	—
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	209,503	210,458	208,344	206,428
	短 大 卒	188,133	190,011	188,800	179,533
	高 校 卒	173,189	173,212	173,168	—

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第12表 職種別にみた給与額等

その1 職員給与と民間給与との比較職種

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長 工場長	67人	53.8歳	717,666円	302円	717,364円	構成員50人以上の支店 (社)又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9、10級 企業規模100人以上 500人未満 行政職7、8級 企業規模100人未満 行政職6、7級
	部長	856人	52.9歳	681,670円	4,919円	676,751円	2課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	次長	320人	51.8歳	577,480円	4,671円	572,809円	前記部長に事故等のあ るときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められ る部の次長及び部次長 級専門職 中間職(職能資格等が 部長と課長の間に位置 付けられる者)	同 上
	課長	1,605人	49.6歳	563,523円	8,047円	555,476円	2係以上又は構成員10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7、8級 企業規模100人以上 500人未満 行政職5、6級 企業規模100人未満 行政職5級

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	課長代理	495	46.3	514,352	52,329	462,023	<p>前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(職能資格等が課長と係長の上に位置付けられる者)</p> <p>企業規模500人以上 行政職5、6級 企業規模100人以上 500人未満 行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級</p>
	係長	2,061	45.1	457,255	54,641	402,614	<p>係の長及び係長級専門職</p> <p>企業規模500人以上 行政職3、4級 企業規模100人以上 500人未満 行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級</p>
	主任	2,041	40.7	404,120	53,272	350,848	<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(職能資格等が係長と係員の上に位置付けられる者)</p> <p>企業規模500人以上 行政職2級 (一部は3、4級) 企業規模100人以上 500人未満 行政職2級 (一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級 (一部は3級)</p>
	係員	6,315	37.0	339,877	39,829	300,048	行政職1級



その2 その他の職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
							円
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	50.2	876,000	0	876,000	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	67	52.2	1,032,908	299	1,032,609	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	34	47.1	645,371	32,939	612,432	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研究員	80	51.5	677,375	4,248	673,127	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	106	33.6	346,173	40,462	305,711	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

第13表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	29.7	(36.0)	
高校卒	17.6	(45.3)	(53.1)	(1.6)	82.4	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、事業所で見えた場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
		係員	25.4	20.0	0.5
課長級	17.9	18.5	0.8	62.8	

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第15表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし			
			係員	94.3	91.0	18.5		
課長級	80.8	77.2	13.6	14.9	48.7	3.6	19.2	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 16 表 家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		83.4 %
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(83.6 %)
家 族 手 当 制 度 が な い		16.6 %
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	13,014 円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,505 円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,462 円

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

### 第3 人事院報告

#### 第17表 人事院による報告の概要

## 報告の骨子

### ○ 今回の報告のポイント

#### 月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差  $\Delta 164$ 円  $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### （参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映



## 第4 標準生計費

### 標準生計費の算定方法（令和2年4月）

「家計調査」（総務省）等に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### 2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和2年4月における全国の1人世帯の標準生計費に、同年4月の全国とさいたま市の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（全国・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考1）1人世帯の算定方法

$$1人世帯の標準生計費（さいたま市）= 1人世帯の標準生計費（全国） \times \frac{\text{費目別平均支出金額（さいたま市）}}{\text{費目別平均支出金額（全国）}}$$

1人世帯の標準生計費（全国）については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して、令和2年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

（参考2）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和2年4月)

さいたま市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,880	46,240	60,070	73,910	87,740
住居関係費	69,180	74,590	67,090	59,600	52,100
被服・履物費	1,320	4,240	4,810	5,390	5,960
雑費 I	56,710	73,020	98,750	124,460	150,190
雑費 II	6,060	17,550	20,440	23,340	26,240
計	162,150	215,640	251,160	286,700	322,230

第5 労働経済指標

第19表 労働経済指標

項目 年度 年月	① きま っ て 支 給 す る 給 与 ( 調 査 産 業 計 )				② 所 定 内 給 与 ( 調 査 産 業 計 )						③ 所 定 外 給 与 ( 調 査 産 業 計 )	
	埼玉県		全国		埼玉県			全国			埼玉県	全国
	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	パート タイム 労働 者比率	金額	前年度比 前年同月比	パート タイム 労働 者比率		
	千円	%	千円	%	千円	%	%	千円	%	%	千円	千円
平成30年度	267.4	3.0	296.0	0.6	245.4	2.6	—	270.7	0.6	—	21.9	25.3
令和元年度	266.4	△ 0.4	296.1	0.1	244.4	△ 0.4	—	271.1	0.2	—	22.0	25.0
平成31年4月	268.3	△ 1.7	299.4	0.3	246.2	△ 1.7	34.4	273.3	0.3	25.2	22.1	26.1
令和元年5月	267.4	0.5	294.7	0.1	244.0	△ 0.4	34.7	269.4	△ 0.2	25.2	23.5	25.3
6月	271.4	1.1	297.6	0.3	248.7	1.0	34.0	272.3	0.3	25.3	22.7	25.2
7月	267.7	0.1	296.4	0.0	246.5	0.8	34.1	271.5	0.1	25.6	21.2	24.8
8月	265.3	0.1	295.8	0.1	243.2	△ 0.2	34.9	271.2	0.1	25.5	22.0	24.7
9月	268.9	0.5	295.9	0.1	246.5	△ 0.1	34.2	271.7	0.1	25.6	22.4	24.2
10月	266.6	0.0	298.3	0.0	244.6	△ 0.5	34.8	272.9	0.2	25.6	22.0	25.4
11月	267.3	△ 0.4	297.6	△ 0.4	244.3	△ 0.9	34.7	271.8	△ 0.1	25.7	23.0	25.8
12月	268.6	0.6	297.0	△ 0.2	245.1	0.3	34.7	271.8	0.1	25.8	23.5	25.3
令和2年1月	262.4	△ 0.9	293.0	0.4	241.2	△ 0.6	34.0	269.0	0.7	25.8	21.3	24.0
2月	261.2	△ 1.2	293.6	0.3	240.0	△ 0.9	34.0	269.1	0.5	25.7	21.1	24.5
3月	261.7	△ 2.8	294.2	△ 0.4	242.0	△ 2.0	36.2	269.8	0.1	25.7	19.7	24.4
4月	259.9	△ 3.2	295.7	△ 1.3	240.9	△ 2.2	35.0	272.9	△ 0.1	24.6	18.9	22.7
5月	252.8	△ 5.5	287.2	△ 2.6	237.3	△ 2.7	35.5	268.6	△ 0.3	24.7	15.5	18.6
6月	257.6	△ 5.1	290.9	△ 2.2	241.2	△ 3.0	35.3	272.2	△ 0.1	25.0	16.4	18.7

資料出所：①～⑤県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」⑥総務省「家計調査」

⑦県統計課「消費者物価指数」、総務省「消費者物価指数」⑧日本銀行「企業物価指数」

(注) 1 ①、②、⑦、⑧は平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①～⑤は事業所規模30人以上の数値である。



④ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 所定外 労働時間数 (調査産業計)		⑥ 消 費 支 出 ( 名 目 )								⑦ 消費者物価指数 ( 総 合 )		⑧ 国内企業 物価指数
				二人以上の世帯				二人以上の世帯のうち勤労者世帯						
				さいたま市		全国		さいたま市		全国		さいたま市	全国	
埼玉県	全国	埼玉県	全国	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	金額	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比	前年度比 前年同月比
時間	時間	時間	時間	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	%	%	%
143.2	146.9	12.2	12.5	318.3	2.0	289.0	1.6	346.5	△ 1.8	318.3	1.7	0.8	0.7	2.2
138.8	144.2	11.8	12.3	341.7	7.3	291.2	0.8	367.3	6.0	320.6	0.7	0.4	0.5	0.1
143.5	148.7	12.2	13.1	347.0	12.5	301.1	2.3	373.5	4.5	337.2	0.7	0.8	0.9	1.3
135.4	141.4	11.7	12.4	345.3	0.6	300.9	7.0	376.1	△ 9.6	332.3	6.4	0.8	0.7	0.6
145.1	147.4	12.2	12.3	305.5	△ 0.9	276.9	3.5	357.1	4.1	308.4	5.6	0.8	0.7	△ 0.2
143.9	150.1	12.3	12.3	368.1	14.6	288.0	1.6	392.4	12.3	321.2	3.6	0.4	0.5	△ 0.7
135.0	141.5	11.1	11.6	305.6	△ 7.1	296.3	1.3	364.6	△ 1.3	325.5	1.7	0.1	0.3	△ 0.9
138.8	142.5	12.1	12.2	326.9	13.6	300.6	10.8	393.6	23.9	329.7	8.9	0.2	0.2	△ 1.1
140.0	146.5	11.9	12.6	385.6	28.9	279.7	△ 3.7	314.4	1.5	305.2	△ 3.2	0.0	0.2	△ 0.4
143.3	147.5	12.1	12.6	308.5	1.3	278.8	△ 0.8	346.5	8.9	304.0	0.2	0.5	0.5	0.1
140.7	144.9	12.3	12.3	387.6	10.5	321.4	△ 2.4	421.4	16.7	345.4	△ 1.6	0.8	0.8	0.9
131.8	137.7	11.6	11.8	338.3	2.6	287.2	△ 3.1	358.9	0.0	312.5	△ 4.1	0.3	0.7	1.5
135.3	139.8	11.6	12.1	308.9	0.5	271.7	0.2	324.8	9.7	303.2	0.1	0.1	0.4	0.7
133.1	142.1	10.3	11.9	373.0	12.9	292.2	△ 5.5	383.6	6.0	322.5	△ 7.6	0.3	0.4	△ 0.5
134.3	143.8	9.5	10.5	357.2	2.9	267.9	△ 11.0	459.4	23.0	303.6	△ 9.9	0.1	0.1	△ 2.5
120.4	126.9	7.7	8.6	321.2	△ 7.0	252.0	△ 16.2	383.1	1.9	280.9	△ 15.5	0.1	0.1	△ 2.8
135.9	141.3	8.6	9.3	365.9	19.8	273.7	△ 1.1	471.2	31.9	298.4	△ 3.3	0.0	0.1	△ 1.6



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」